

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年(2015年)1月13日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 小川 喜三郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成26年12月中に次のとおり実施した。

実地監査

| 監査期日 | 監査対象 |
|--------|-------------|
| 12月24日 | 情報政策課 人権政策課 |

書類監査

| 監査期日 | 監査対象 |
|--------|--------------------------------|
| 12月5日 | 鳥居本小学校 鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本中学校 |
| 12月10日 | 河瀬出張所 河瀬地区公民館 河瀬小学校 彦根中学校 |
| 12月17日 | 城南小学校 ふたば保育園 人権・福祉交流会館、広野教育集会所 |
| 12月22日 | 南中学校 城陽小学校 城陽幼稚園 |

2 監査の方法

各所属とも、平成 26 年度（平成 26 年 10 月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

10 月から 12 月までに小、中学校、幼稚園、保育園の定期監査を実施した。小、中学校や幼稚園では、教材費、積立金等を現金で集金している。児童、生徒等に現金を持たせることの問題点や職員の事務負担の軽減等を考慮し、学校、園では、なるべく現金を取り扱わないようにすることはできないか、検討されたい。

学校給食実施校における給食費の未納については、一定の成果がみられるが、引き続き彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、未納の解消に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。